

■ 民法（債権関係）改正の議論における消費者契約関係論点の状況

論点	中間的な論点整理 (23年5月)	中間試案 (25年4月)	要綱案のたたき台 要綱案の取りまとめに向けた検討 (25年9月～)	
消費者契約の特則	知識・情報等の格差に配慮する解釈理念	第62-1-(2)	第26-4 ※信義則等の適用に当たっての考慮要素 (75A)	
	不当条項規制	第62-2-①、第31	第30-5 ※約款について 75B第3-4 ※約款（定型条項）について ※規律を設けることについて、どのように考えるか	
	一部無効の原則の例外	第62-2-②、第32-2-(1)	(第5-1)	
	消費者に不利な合意の制限（消滅時効）	第62-2-③、第36-1-(4)		
	消費者に不利な合意の制限（売買）	第62-2-④、第40-4-(3)		
	消費貸借契約における目的物交付前解除権	第62-2-⑤、第44-1-(3)	第37-1-(4) ※誰でも解除可／但し損害賠償責任	70A第4-1-(4) ※誰でも解除可／但し損害賠償責任
	消費貸借契約における期限前弁済時の免責	第62-2-⑥、第44-4-(2)	(第37-6)	
	消費貸借契約における抗弁の接続	第62-2-⑦、第44-5		
賃貸借契約における原状回復義務に通常損耗の回復を含める特約の無効	第62-2-⑧、第45-7-(2)	(第38-13-(3))		

	委任契約における委任者の賠償義務の制限	第 62-2-⑨、第 49-2-(3)	(第 41-3) ※委任事務に専門性を要する場合の特則あり	(73B 第 1-1) ※民法第 650 条第 3 項の適用を否定すべき場合についての規律を置くことの是非及びその内容についてどのように考えるか
	寄託契約における寄託者の賠償責任の制限	第 62-2-⑩、第 52-5-(1)	(第 43-5) ※寄託物の保管に専門性を要する場合の特則についての注記あり	(73B 第 2) ※民法第 661 条に関する見直しの要否及びその内容について、委任に関する前記第 1-1 の検討結果を踏まえて、どのように考えるか
	条項使用者不利の原則	第 62-2-⑪、第 59-3		
	継続的契約の任意解除権	第 62-2-⑫、第 60-2-(4)	※第 41-6 で、民法第 656 条が維持された場合には、準委任契約の任意解除権あり	(73B 第 1-2) ※民法第 656 条の規律を維持した上で、一定の類型を対象として、委任の規定の準用を否定する規律を置くことの是非及びその内容について、どのように考えるか。
	事業者の消費者に対する債権の消滅時効期間短縮		第 7-2-(注)	
その他	暴利行為	第 28-1-(2)	第 1-2-(2)	73B 第 3-2 ※次のような規定（甲案・乙案）のいずれかを設けるという考え方について、どのように考えるか
	複数契約の解除	第 5-5	第 11-2	(68A)
	契約締結過程における情報提供義務	第 23-2	第 27-2	75B 第 1 ※規定を設けることの当否、規定の内容について、どのように考えるか

約款（定型条項）の定義	第 27-2	第 30-1	75B 第 3-1-(1) ※規律を設けることについて、どのよう に考えるか
約款（定型条項）の組み入れ要件	第 27-3	第 30-2	75B 第 3-1-(2)、2 ※規律を設けることについて、どのよう に考えるか
不意打ち条項	第 27-3	第 30-3	75B 第 3-3 ※規律を設けることについて、どのよう に考えるか
約款（定型条項）の変更	第 27-4	第 30-4	75B 第 3-5 ※規律を設けることについて、どのよう に考えるか

※グレーの網掛け部分は、当該論点が取り上げられなかったことを示す。